

第2「みず」

(砂 防 課)

(河 川 管 理 課)

(河 川 整 備 課)

(水 資 源 対 策 課)

(港 湾 課)

第2 みず

「みず」は雨として大地に降り注ぎ、川となり、海に達します。そして水蒸気となり再び雨になるという循環を繰り返しています。日本は四季に富み、「なたね梅雨」、「梅雨」、「秋雨」といわれる雨季があります。そして、雨として降った「みず」は急峻な地形的条件、周囲を海に囲まれているという日本独自の地理的条件により一気に海まで流れます。

「みず」は我々に農作物などの自然豊かな恵みを与えてくれます。日常においては飲料水、洗濯、入浴等、「みず」は私たちの生活にかかせないものであり、海辺や川辺で遊べば心に安らぎを与えてくれます。

しかし一方で、雨季における大量の雨や、台風による集中豪雨により、昔から「みず」による災害が多く発生してきました。また逆に、少雨による渇水も、私達の生活に大きな打撃を与えてきました。土木の歴史は「みず」との闘いの歴史でもありました。

○河川・ダム

主管課：河川管理課、河川整備課

根拠法：河川法

事業：利水

治水

河川環境の整備と保全

(河川管理課のHP) (河川整備課のHP)



宝珠山川(東峰村)

○水資源

主管課：水資源対策課

根拠法：河川法、水資源開発促進法等

事業：水資源開発の促進

(水資源対策課のHP)



力丸ダム(八木山川 宮若市)



福岡県県土整備部では河川管理課、河川整備課、港湾課、砂防課の4課で、この「みず」から県民の生命と財産を守りつつ、併せて利用を図り、また自然との共生を目指して事業を行っています。具体的には川の上流から、

- ・ 土石流・地すべり・がけ崩れなどの土砂災害を防ぐ「砂防」。
- ・ 洪水から県民の生命財産を守り、かつ水資源の安定確保と豊かな水環境の創生を目指した「ダム」の管理。
- ・ 自然と水環境の保全、豊かな地域との調和、安全な暮らしの確保を基本理念とした「(河)川」づくり。
- ・ 安定した「水資源」確保のための計画策定や事業促進。
- ・ 私たちの日常生活を支え、地域を活性化する物流拠点、また来港者に海と親しむ快適空間としての「港湾」の整備。
- ・ 高潮波浪等による災害からの防護、良好な環境、利用との調和のとれた「海岸」整備に取り組んでいます。これらの事業についてのイメージを以下に示します。

○砂防

主管課：砂防課

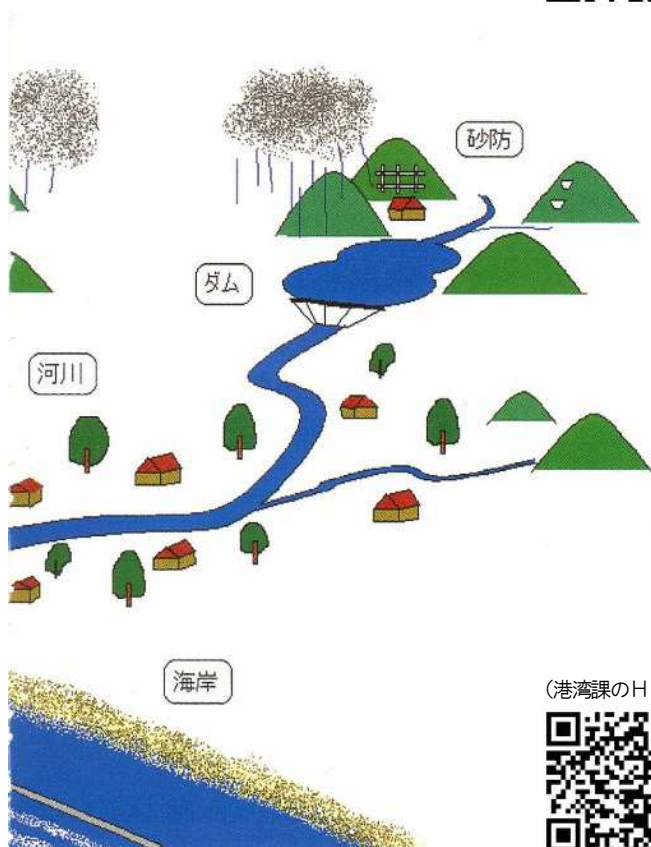
根拠法：砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

事業：土砂災害対策

(砂防課のHP)



砂防堰堤(山中川 八女市黒木町)



(港湾課のHP)



○ 海岸、港湾

主管課：港湾課

根拠法：海岸法（環境影響評価法）、港湾法

事業：海岸保全、海岸環境整備、港湾施設整備



古賀海岸(古賀市)